

○知内町下水道排水設備工事指定店に関する規則

平成13年3月1日

規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、知内町公共下水道条例（平成12年知内町条例第22号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、知内町下水道排水設備指定工事店に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備の工事（新設、増設、改築及び撤去を含む。）をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事店 条例第6条の規定に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして、町長が指定した工事業者（以下「指定工事店」という。）をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 社団法人日本下水道協会北海道支部（以下「道支部」という。）が実施する責任技術者認定試験（以下「試験」という。）に合格し、町に登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。

(指定工事店の指定)

第3条 条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができるものは、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、町長はこれを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 北海道（以下「道」という。）内に営業所があること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

イ 工事業者（法人にあっては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合

ロ 工事業者（法人にあっては代表者）が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ハ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

ニ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとりる相当の理由がある場合

ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号ハの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ハに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は外国人登録原票記載事項証明書、経歴書及び前条第1項第4号イに該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第1—2号)
- (4) 専属する責任技術者の名簿(様式第2号)及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(第15条第1項の規定に基づき町長が交付したものをいう。)の写し
- (6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

(指定工事店証)

第5条 町長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、下水道排水設備指定工事店証(様式第3号、以下「指定工事店証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに様式第4号による申請書を町長に提出して再交付を受けなければならない。

4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店証を返納しなければならない。また、第10条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間、一時指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申し込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限、その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工をしてはならない。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、町長は、これを短縮することができる。

(指定の更新)

第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、町長の指定する日までに様式第1号による申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに様式第5号による指定辞退届を町長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。

(5) 専属する責任技術者に異動があったとき。

(6) 住居表示、電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第10条 町長は、指定工事店から前条第1項の届け出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 町長は、指定工事店が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し又は6月を越えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規則等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不適当と認めるとき。

(責任技術者の登録)

第11条 町長は、第3条第1項第1号において定める責任技術者についての登録を行うものとする。

(責任技術者の責務)

第12条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当らなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に、立ち会わなければならない。

(登録資格)

第13条 試験に合格した者は、責任技術者登録する資格を有するものとする。

2 前項に定める者が、次の各号の一に該当する場合は、登録を受けることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない者

(2) 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者

(登録の申請)

第14条 責任技術者としての登録を受けようとする者は、町長が指定する期日までに、責任技術者登録申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書又は外国人登録原票記載事項証明書及び写真

(2) 前条に規定する登録資格を有することを証する書類

3 前条の登録有資格者は、町長の指定する期日までに登録を受けないときは、その資格を

失う。ただし、町長が特別な理由があると認めた者については、この限りではない。

(責任技術者証)

第15条 町長は、第13条に定める登録資格を有する者から前条の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、責任技術者証(様式第8号)を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、町の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、氏名及び住所に異動(住居表示の変更を含む)があったときは、直ちに様式第9号による届出書に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて町長に届け出なければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに様式第10号による申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

5 責任技術者は、第18条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく町長に返納しなければならない。同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その停止期間中返納しなければならない。

(登録の有効期間)

第16条 登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、道支部が認定する有効期間とする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、これを短縮することができる。

(登録の更新及び更新講習)

第17条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、道支部が実施する更新講習を受講しなければならない。

3 登録更新を受けようとする責任技術者は、町長が指定する期日までに責任技術者登録申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書又は外国人登録原票記載事項証明書及び写真

(2) 更新講習受講修了証の写し

(登録の取消し又は一時停止)

第18条 町長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は6月を越えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

(1) 条例又は規則等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が責任技術者として不相当と認めたと
き。

(公示)

第19条 町長は、指定工事店に関し次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを
公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
- (3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 第9条第2項第2号、第3号及び第4号の届出を受理したとき。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。